様式第４号(第３条関係)

不　開　示　決　定　通　知　書

武市フ第　２３８　号
平成２６年３月１３日

[redacted]　様

武雄市長　樋　渡　啓　祐

平成 26 年 2 月 25 日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	「武雄市における情報発信に関するガイドライン」についての講習会等の実施状況・受講履歴の分かる一切の文書
公文書を開示しない理由	(理由) 「武雄市における情報発信に関するガイドライン」についての講習会開催の事実がなく、当該文書が不存在であるため
所　管　課	つながる部フェイスブック・シティ課情報係 電話番号(直通)　0954-23-9121

注 1　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定(上記 1 の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。